お客様を取り巻く環境

1. 改正省エネ法の施行(H22年4月)

やること: 更なる省エネ対策の検討、実施

2. グリーン経営(ISO14000、エコアクション21)

やること: 更なる産業廃棄物の削減、二酸化炭素排出量削減

3. 2002年の消防法改正

やること: 高引火点潤滑油の採用で消防法関連対応の緩和

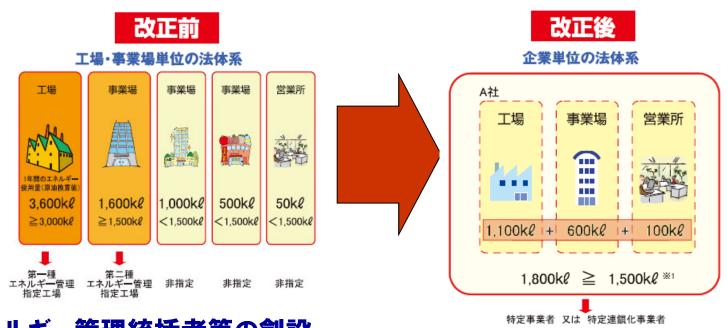
改正省エネ法について①

08年10月に省エネ法が改正され、09年4月から主に以下の2点が大きく変更になります。

①指定基準の改正

「工場・事業場」単位から、「企業」単位での管理に変わります。

これまで、年間エネルギー使用量が1,500KL以下の工場・事業場は対象外でしたが、その企業の工場・事業場合計で1.500KLを超えると特定事業者に指定され、報告義務が発生します。



②エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者に指定されると、「エネルギー管理統括者」(役員クラス)と「エネルギー管理企画推進者」(実務責任者)を企業単位で選任することが義務付けられます。

改正省エネ法について②

①指定基準の改正:

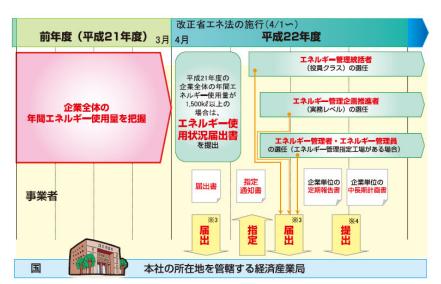
これまで年間エネルギー使用量1,500kL以下の工場・事業場で特定事業場ではなかったところが、あらたに対象となる可能性があります。

②エネルギー管理統括者等の創設:

「エネルギー管理企画推進者」(実務責任者)は、企業全体の省工ネを統合的に推進する立場。

但し、改正法の適用は、H21年度 実績を元にH22年4月以降に申告・ 届出→指定決定

H21年度4月(09年4月)~は、 現在特定事業者の指定を受けてい ない工場でも省エネ活動の強化が 求められる!(指定除外への活動)



グリーン経営:エコアクション21

エコアクション21認証・登録制度とは・・・

中小企業などが、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・ 運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をまとめ評価し好評す る」方法として環境省が策定した「エコアクション21環境経営システム・ 環境活動レポートガイドライン2004年版」に基づく認証・登録制度です。

●必要な環境への取組を規定

必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量 があります。

必ず実施すべき行動として、省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及び 節水の取組があります。(環境経営に当たっての必須要件です。)

●環境コミュニケーション(環境報告)

環境活動レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。



http://www.ea21.jp

引火点と消防法

引火点250℃以上の第4石油類が、消防法上 の危険物から除外される

2000L

可燃性液体類

貯蔵・取り扱い	規制 (許可/届出)
指定可燃物 施設	市町村条例 (消防署へ <mark>届出</mark>)
特になし	不要

第4類第4石油類

	貯蔵・取り扱い	規制 (許可/届出)
6000L	危険物施設	国の法令 (市町村長の <mark>許可</mark>)
1200L	少量危険物 取扱所 指定数量の 1/5以上	市町村条例 (消防署へ <mark>届出</mark>)
	危険物としての 貯蔵・取り扱い	注意事項の 遵守

消防法の豆知識

§ 危険物第四類とは

分 類	引 火 点	指定数量
第一石油類	21℃未満	200L
第二石油類	21℃以上 70℃未満	1, 000L
第三石油類	70℃以上 200℃未満	2, 000L
第四石油類	200℃以上 250℃未満	6, 000L



§ 指定可燃物とは

改正消防法に伴い、1気圧・20℃において液状で、引火点が250℃以上のものが、「可燃性液体類」に分類。 但し、ギヤ油・シリンダー油は従来通り、第四石油類。

また、使用数量が2,000L以上は、「指定可燃物」として政令で規定されている。

§ 危険物と指定可燃物の混合貯蔵は

両社の間隔を1m以上空けることにより、混合貯蔵は可能。 但し、1m未満の場合は、危険物と同様の扱いになる。

§ 2種以上の危険物を貯蔵するときは

それぞれ油種の指定数量比率を算出し、その合計が「1」以上の場合は、危険物施設とみなされる。

§ 指定数量以上の一般取扱所への法規制は

- ・ 危険物取扱い者(甲種又は乙種)から、危険物保安監督者を選任しなければならない。
- ・ 危険物取扱所(工場)/貯蔵所(倉庫)は必ず耐火構造とし、所定の消火設備を備えなければならず、指定数量の倍率によっては、避雷針の設置も必要となってくる。

§ その他

- ・消防法の運用にあたっては、各市町村消防署の見解が優先されるので、各市町村消防署への確認が必要。
- ・ 市町村合併により所轄消防署が変更になった場合は、運用・見解が以前と異なる場合があるので、要注意。